

## 飯田市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準等)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者の認定の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項第3号に規定する事業所
- (2) 障害者優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (4) 前各号の施設等に準ずる者として市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第1号及び第2号並びに飯田市暴力団排除条例第6条第1項の規定による暴力団と密接な関係を有する者を定める規則（平成24年飯田市規則第8号）第2条の規定に該当する者は、市長の認定を受けることができない。

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(認定の方法)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当と認めたときは、障害者支援施設等に準ずる者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったとき、又は認定を行わないこととしたときは、書面によりこれを当該申請を行った者に通知するものとする。

(認定の期間)

第5条 前条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日以後2年を経過する日の属する年度の末日までとする

(認定事項の変更等)

第6条 認定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更等届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 施設等の名称、所在地、代表者その他の認定の申請をした事項に変更が生じたとき。
- (2) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定を受けた者が次のいずれか該当したときは、当該者に係る認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 重大な法令違反等不正な行為があったものと認められるとき。

2 認定を受けた者は、前項第1号に該当したときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（実地調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書又はその添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について、実地の調査又は説明を求めることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

様式第1号（第3条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

年 月 日

飯田市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

飯田市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱（以下「要綱」といいます。）第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

(フリガナ) 事業所名		
担当者	部署 職・氏名	
	電話 ファクシミリ 電子メール	
事業所 概要	営業種目	
登録物品 又は役務	物品又は役務 の内容	

(添付書類)

- 1 定款（個人事業主を除く。）
- 2 会社概要（パンフレット等）
- 3 取扱物品又は役務の概要（パンフレット、写真等）
- 4 要綱第2条各号のいずれかに該当することを証する書類（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所にあつては、「厚生労働大臣の認定証の写し」を、同条第2号に規定する事業所にあつては、「障害者雇用状況計算書」（様式第1号別添1）を添付すること。）
- 5 市税完納証明書
- 6 国税に関する納税証明書
- 7 身分証明書（個人事業主の場合）
- 8 その他市長が必要と認める資料

(注) 既に飯田市が発注する製造の請負、物件の供給その他の契約に関し、入札参加資格審査申請書を提出している場合は、上記の書類の添付は不要です。

障害者雇用状況計算書

(事業所名 )

(1) 計算基準日	(2) 労働者数	(3) 短時間労働者数	(4) (2)のうち障害者数	(5) (3)のうち障害者である短時間労働者数	(6) 障害者数 (短時間労働を含む。)
年 月 日	人	人	人	人	人
(7) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の数					
(ア) 重度身体障害者数	(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ウ) 知的障害者数	(エ) 知的障害者である短時間労働者数	(オ) 精神障害者数	(カ) 精神障害者である短時間労働者数
人	人	人	人	人	人
(8) 障害者雇用割合 $(4) + (5) \times 0.5 / (2) + (3) \times 0.5 \times 100$			(9) 重度障害者等割合 $(ア) + (イ) + (ウ) \times 0.5 + (オ) + (カ) \times 0.5 / (4) + (5) \times 0.5 \times 100$		
パーセント			パーセント		

(記載上の注意)

- 1 本表における障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者とする。
- 2 本表における労働者及び短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、1年以上継続して雇用されることが見込まれる者を対象とする。
- 3 (1)欄は、提出日から遡って1か月以内の日とすること。
- 4 (2)欄、(4)欄、(7)欄のうち(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)は、短時間労働者の数は含めないこと。
- 5 (6)欄「障害者数」は、5人以上であることを要する。
- 6 (8)欄には、(6)欄「障害者数」を(2)欄「労働者数」と(3)欄「短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。  
なお、その割合が20パーセント以上であることを要する。
- 7 (9)欄には、(7)欄のうち「(ア)重度身体障害者数」と「(イ)知的障害者数」及び「(ウ)知的障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数と「(オ)精神障害者」及び「(カ)精神障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数を(6)欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。  
なお、その割合が30パーセント以上であることを要する。
- 8 (2)欄から(5)欄まで及び(7)欄の記載事項については、その事実を証明するに足りる書類（労働者名簿、賃金台帳、障害者手帳の写し等）を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更等届

年 月 日

飯田市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた障害者支援施設等に準ずる者の認定について、次のとおり変更等が生じたので、飯田市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱第6条の規定により、届け出ます。

変更等年月日	
変更等の内容	
変更等の理由	

様式第3号（第7条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届

年 月 日

飯田市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

飯田市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 要件喪失年月日

2 要件喪失の理由